

女子労働者福祉対策基本方針

— 新たな時代における女子労働者の職業生活の充実を目指して —

昭和 62 年 6 月

労 働 省

目 次

はじめに	1
第 1 女子労働者の職業生活と家庭生活の動向	3
1 女子労働者を取り巻く経済社会の動向	3
2 女子労働者の職業生活の動向	4
(1) 女子雇用の動向	4
(2) 女子労働者の労働条件	7
(3) 女子労働者の意識の変化	10
3 女子労働者の家庭生活の動向	12
(1) 女子労働者の家族状況	12
(2) 女子労働者の家事育児等の実態	12
第 2 女子労働者の福祉の増進に関する基本的施策	15
1 施策についての基本的考え方	15
2 具体的施策	15
(1) 女子労働者の福祉の増進に関する気運の醸成 ...	16
(2) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 の促進	17
(3) 母性健康管理に関する対策の推進	20
(4) 女子労働者の就業に関する援助の推進	21
3 行政推進体制の充実、強化	25

は　じ　め　に

戦後の婦人行政史にあって、昭和60年(1985年)は、ひときわ光芒を放つ一年であった。永年の懸案であった「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が成立するとともに、国連婦人の10年の最大の成果である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を批准するなど、女子労働者にとって新たな時代の幕が開けた。

我が国の女子労働者は、近年著しく増加するとともに、就業分野の拡大、勤続年数の伸長、就業意欲の向上等質的にも大きく変化し、経済社会の発展に大きな役割を果たしてきているが、我が国の経済社会の実態は意欲と能力のある女子労働者がそれを十分に発揮し得る環境が整備されているとは必ずしもいえない状況にある。

昭和61年4月1日から施行された男女雇用機会均等法によりこれらの状況の改善が進むことが期待されるが、同法が目指す女子労働者の福祉の増進と地位の向上のためには、労使の努力はもとより国民全体の理解が不可欠であり、また、婦人行政の果たす役割は一層重要なものとなっている。

この「女子労働者福祉対策基本方針」は、男女雇用機会均等法第6条に基づき、女子労働者の職業生活と家庭生活の動向と課題を明らかにするとともに、これらを踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進に関する施策及び女子労働者の就業援助に関する施策を中心に、女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図るための施策について、その基本的な方向を示す

ものである。

本方針により施策を進めるに当たっては、女子労働者の福祉に関連する施策は広範多岐にわたるので、関連する他の施策との連携を密にし、総合的な効果をあげるよう努めるものとする。

また、本方針の運営期間は、昭和62年度から66年度までの5年間とする。

第1 女子労働者の職業生活と家庭生活の動向

1 女子労働者を取り巻く経済社会の動向

我が国経済は、昭和58年に入り長期にわたる景気停滞をようやく脱け出して、本格的な景気回復に向けて動き出し、60年央まで着実に拡大を続けてきたものの、その後円高の急速な進展等に伴って、製造業を中心に景気停滞感が広がるとともに雇用過剰感が高まっており、雇用失業情勢は厳しい状況で推移している。

さらに、中長期的な観点からみると、今後安定成長下において大幅な経済の拡大、労働力需要の伸びが期待できない上に、サービス経済化の進展、マイクロエレクトロニクス技術を中心とした技術革新の進展、国際経済環境の変化等により、就業構造の変化、雇用形態の多様化がより一層進むものと予測される。一方、労働力供給の面においては、出生率の低下により若年労働力の増加が期待できない上に、平均寿命の伸長に伴い高齢労働力の急速な増加が予想され、高齢化社会への対応は今後の我が国社会に課せられた重大な課題となっている。

また、女子のライフサイクルの変化をみると、人生80年時代といわれるように女子の平均寿命が著しく伸び、国際的にも最長寿国の一つとなる一方で、女子が一生のうちに産み育てる子供の数が減少した結果、女子がその生涯において育児に携わる期間が大幅に短縮され、末子就学後の人生が長期化しており、人生をどのように豊かに過ごすかが女子にとってますます大きな問題となってきているが、今後ともこの状況は継続するものと予想される。

このような経済社会全体の大きな流れは、女子労働者自身の意識やその生き方にも影響を及ぼすものである。

次に、女子労働者を取り巻く国際的な状況に目を転ずると、近年、特に昭和50年の国際婦人年を契機に、あらゆる分野での男女平等達成の気運の高まりは世界的な大きな潮流となってきた。国連の場合における、女子に対する差別をなくすための努力は、国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約、婦人差別撤廃宣言という形で積み重ねられてきたが、それらのいわば集大成として昭和54年に女子差別撤廃条約が採択され、我が国も男女雇用機会均等法の制定等所要の条件整備を行った上で、60年6月に本条約を批准したところである。

また、同年は国連婦人の10年の最終年に当たり、ケニアのナイロビにおいて世界婦人会議が開催され、西暦2000年に向けて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「将来戦略」という。)が採択された。さらに国際労働機関(ILO)においても、従来より男女の均等待遇、女子保護に関するいくつかの条約、勧告が採択されてきているが、特に昭和60年には、世界婦人会議に呼応して、第71回総会において「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等に関する決議」が採択され、国際的にも、これまでの実績を踏まえ、さらに婦人の地位向上に向けての取組みの努力が求められているところである。

2 女子労働者の職業生活の動向

(1) 女子雇用の動向

イ 女子労働力人口は、昭和51年以降景気後退期にも減少することなく男子の伸びを上回って増加し、61年には

2, 395万人と労働力人口全体の 39. 8%を占めている。また、女子労働力率も、昭和 50 年を底に上昇傾向に転じ、61 年には 48. 6%となっている。

従来女子は、不況時には労働市場から引退して非労働力化し、好況時には労働力化するという動きがみられたが、最近では女子労働力に明瞭な景気感应性は認められなくなってきた。また、女子労働力率は 30～34 歳層をボトム、20～24 歳及び 40～45 歳層をトップとする M 字型カーブを描いているが、近年そのカーブが全般的に上方にシフトしてきている。

近年の女子労働力率の上昇は、主として雇用者世帯における中年既婚者の労働力率の上昇によるものであり、今後①サービス経済化等による女子労働力に対する需要や短時間雇用の機会の増加、②家事、育児負担の軽減、③育児期間の短縮などライフサイクルの変化による就業可能期間の長期化、④高学歴化等による就業意欲の向上、⑤世帯主所得の伸びの鈍化などにより、中高年既婚者を中心に女子の労働力化が進むものと考えられる。

ロ 女子雇用者は日本経済の高度成長のもとで大幅な増加を示したが、安定成長に移行した後も数、率とも男子を上回って増加を続け、昭和 61 年には 1, 584 万人と雇用者総数の 36. 2%を占めるに至っている。

女子雇用者は、質的にも大きく変化しており、雇用者世帯を中心とした既婚者の労働力化に伴い、中高年齢化、有配偶化が進んでいる。昭和 61 年には 35 歳以上層が約 6 割を占めるに至っており、また有配偶者に死別・離別者を

加えた既婚者は約7割と、女子雇用者の大半を占めている。

女子雇用者の学歴をみると、高等学校卒業者の占める割合は、あまり変化はないが、中学校卒業者は減少、短期大学、大学卒業者は増加して高学歴化が進んでいる。短期大学、大学への進学率は近年横ばいで推移しているが、その卒業者の就業率は上昇しており、今後女子雇用者の高学歴化はさらに進むものとみられる。

女子雇用者の平均勤続年数（昭和60年 6.8年）は、男子雇用者のそれ（同 11.9年）に比べまだ短いものの、高学歴化、ライフサイクルの変化等による女子の就業意欲の高まりから、結婚、出産後も引き続き勤務し、男子と同様に生涯を通じて職業生活を継続する者や中高年になって再就職し定着する者も増加していることを反映して、徐々にではあるが伸びてきており、10年以上勤続の者が女子雇用者の4分の1を占めるようになっている。女子労働者は結婚・出産で退職する者が多かったが、近年それらを理由とする退職者の割合は低下しており、今後とも女子労働者の職場への定着化が進むものとみられる。

ハ 近年の産業構造、就業構造の変化を背景にして、女子雇用者は広範な産業、職業分野で増加している。

産業分野でみると、女子雇用者は、昭和50年には製造業に最も多く就労し、次いでサービス業、卸売業、小売業（飲食店を含む。）となっていたが、55年にはサービス業の雇用者数が製造業のそれを上回るに至り、60年にはサービス業、製造業、卸売・小売業、飲食店の順に女子労働者が多く雇用されており、これらの産業に8割以上が集中

している。また、各産業の全雇用者に占める女子の比率は、ほとんどの産業で上昇してきている。

職業別にみると、昭和60年には、事務従事者が全体の3分の1を占め、次いで、技能工・生産工程作業者及び労務作業者、専門的・技術的職業従事者となっている。職業別の女子の比率は、サービス職業従事者及び事務従事者で高く、いずれも5割を超えている。なお、管理的職業従事者は、数は少ないものの昭和50年の11万人から60年には19万人へと増加し、女子の比率も5.3%から8.5%へと高まっている。

ニ サービス経済化、技術革新等の進展、女子自身の生活パターン、就業意識の多様化等により、パートタイム労働者の増加に加え、派遣労働等の新しい形態で就業する者も現れている。

特に女子パートタイム労働者は女子雇用者全体の増加率を上回る率で増加し、昭和61年には女子雇用者の2割強を占めている。今後とも、サービス経済化の進展、女子無業者のパートタイム労働志向の高まり等を背景として、パートタイム労働者の増加が見込まれる。

派遣労働については、昭和61年7月1日から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、今後事務処理、情報処理、ビルメンテナンス等の分野で派遣労働者として働く女子労働者も増加するものと予想される。

(2) 女子労働者の労働条件

イ 女子労働者の労働条件について、まず賃金をみると、こ

こ数年間において高卒の標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続して勤務している者）の場合、女子の賃金の男子の賃金に対する割合は20歳台で約9割であり、年齢が高くなるにつれて低下し、50歳台で約7割となっている（労働省「賃金構造基本統計調査」）。

また、新規学卒者の初任給の男女間格差（男子＝100、産業、企業規模計）は、昭和61年には中卒94.0、高卒94.0、大卒（事務系）96.6となっており、最近5年間に就いてみると、高卒では横ばいとなっているが、中卒、大卒（事務系）では格差の縮小が進んでいる。

男女間の平均賃金の格差は、年齢、勤続年数、学歴のほか、世帯における地位などの労働者の属性、その就業している産業、企業規模、職種、職階などの就業分野や就業実態が異なっていることが反映しており、またそれらの要因の中には雇用管理面において男女に均等な機会が必ずしも与えられていなかったことにより生じている面もあったが、男女雇用機会均等法の制定の動き、成立及び施行を契機として初任給等の賃金制度をはじめとする雇用管理の各局面における男女の取扱いについて見直しを行う企業が増加してきており、この面からの格差は今後その縮小が期待される。

ロ 労働時間についてみると、常用労働者1人平均月間総実労働時間は男子は昭和55年の181.2時間から0.7時間増加して61年には181.9時間、女子は164.1時間から1.9時間減少して162.2時間となっている（労働省「毎月勤労統計調査」）。このような男女間の労働時間の差は、

女子については男子にはない法制上の制約があることや、パートタイム労働者が多いこと等によると考えられる。

ハ 男女雇用機会均等法施行前（昭和 56 年及び 59 年）における女子に対する雇用管理の状況についていくつかの面をみると、まず 4 年制大卒者を公募した企業のうち男子のみを募集した企業及び労働基準法による就業制限業務以外に女子を全く配置していない仕事があるとした企業は、昭和 59 年には、56 年より割合は低下したものの、いずれも 3 分の 2 近くを占めていた。また昇進について、女子には昇進機会はないとした企業は、昭和 56 年、59 年とも 4 割を超え、教育訓練についても新入社員教育についてはかなりの企業で男女同一に行われていたものの中堅社員教育や管理職等に対する教育訓練については、男女で内容や機会を同じとするものは多くはなかった（以上労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」）。

さらに、男女別定年制のある企業の割合は、漸次減少してきたが、男女雇用機会均等法施行直前（昭和 61 年 1 月）の調査によると、従業員 30 人以上の企業で 14.3% となっていた（労働省「雇用管理調査」）。

これら雇用管理における女子の取扱いについては、男女雇用機会均等法の施行後、雇用の各段階において同法の趣旨に沿った改善がみられるところである。たとえば新聞等を媒介とした募集においては「男子のみ」とする求人が大きく減っているほか、新規学校卒業者に対する募集においても、これまで女子に門戸を閉ざしていた企業の多くが女子にも門戸を開いたことから男女共用求人が増大している。

また、教育訓練の機会及び内容、福利厚生、男女別定年制等について男女同一に改善した事例が多数見受けられる。

以上のように女子労働者の労働条件については、男女雇用機会均等法の施行により大きく改善の方向に向かっているものの、今後とも一層の改善を促進していく必要がある。

(3) 女子労働者の意識の変化

イ 女子の職業に対する考え方も大きく変化しており、「職業をもち、結婚・出産を契機として家庭に入る方がよい」とする者の割合が昭和47年の30.9%から59年の21.7%へと減少した一方で、「職業をもち結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」とする者の割合は11.5%から20.1%へ、「職業をもち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終ると再び職業をもつ方がよい」とする者の割合は39.5%から45.3%へとそれぞれ増加している。約5割の女子が職業中断一再就職パターンを選好しているという状況にあるが、全体として就業継続の意識が高まり、職業を生涯のものと考えている者の割合が増加している（昭和47年総理府「婦人に関する意識調査」、昭和59年総理府「婦人に関する世論調査」）。

ロ 女子労働者の職業意識に関し、年齢及び雇用形態による特定のグループについてさらに詳しく調査したものをみると、まず若年者について「今の会社でこれからも働きつづけたいかどうか」については、男子では「ほかによい条件の会社があるならばやめるかもしれない」と「いつまでも勤めていたい」の割合が約4割とほぼ同じになっているが、女子では「結婚するまで、子供ができるまで勤めていたい」

が約5割と最も多く、次いで「ほかによい条件の会社があるならばやめるかもしれない」で、「いつまでも勤めていたい」は1割強とかなり少ない（労働省「昭和60年若年者就業実態調査」）。女子労働者について職業意識の高まり、職場への定着化が進んできているとはいえ、女子のライフサイクルにおいて結婚・出産が就業の継続に大きな影響を及ぼしていることがうかがわれる。

次に、女子パートタイム労働者の仕事の継続意識をみると、「今の仕事を続けたい」とする者が9割弱と大半を占めている。また、「今後どのような仕事をしたいと思っているか」については、「今のままでよい」とする現状維持派が6割と最も多く、「教育訓練を受けるなどして、技術・技能を高めたい」、「単純、補助的な業務でなく、主たる業務に変わりたい」など仕事に対して積極的姿勢であるものは2割強となっている（労働省「昭和60年パートタイム労働実態調査報告」）。

また、業務処理請負契約等のもとに他企業で事務処理に従事する女子労働者について、同形態の労働を選択した理由をみると、「自分の都合にあわせて働けるから」が4割強で最も多く、次いで「技術・資格をいかした仕事ができるから」となっている（昭和61年雇用職業総合研究所「人材派遣業（事務処理）の女子労働者の仕事と生活に関する調査研究報告書」）。

これら調査を通じて浮かび上がってくるのは、家庭生活と職業生活の両立を目指し、それを可能とするような就業形態を模索している女子労働者の姿であるといえる。

3 女子労働者の家庭生活の動向

(1) 女子労働者の家族状況

有配偶の女子雇用者の家族状況について、まず子供の有無をみると、子供の有る者が8割を占めている。その子供の数は、普通世帯のうち妻が雇用者でかつ夫が就業者である世帯（共働き世帯・全体の約4分の1）では、「子供が2人」が4割強と最も多く、次いで「子供が1人」が約4分の1となっている。次に共働き世帯について末子の年齢をみると、「6～14歳」が4割強と最も多く、次いで「6歳未満」が4分の1強となっており、末子が義務教育を受ける年齢である世帯の割合が最も高くなっている（以上昭和55年「国勢調査」）。

また、夫婦と子供から成る世帯における末子の年齢別に妻が雇用者である割合（雇用者比率）をみると、妻の雇用者比率は「末子が乳児、その他」では1割強であるが、末子の年齢が高くなると上昇し、「末子が小学生」、「末子が中学生」では約4割となっており（昭和60年「労働力調査特別調査」）、育児が女子の就業に対し大きな決定要因となっていることがうかがわれる。

ちなみに親と同居している場合についてみると、「末子が乳児、その他」でも妻の雇用者比率は3割を超えており、末子が小学生、中学生である場合はその割合は5割前後となっている。これらのことは家事育児等を親に分担してもらえるために妻が雇用労働者として就業しやすくなっていることを示唆するものといえる。

(2) 女子労働者の家事育児等の実態

国際婦人年以降、我が国においても様々な分野において男女双方の役割の見直しが進んだが、家事育児負担はなお女子がよ

り重く負っているのが現実である。

共働き家庭における夫婦の役割分担の状況についてみても、掃除、洗濯、食事の準備等が「妻（母親）の役割」とする者は9割強となっており、また、子供のしつけについても、「両方同じ程度の役割」とする者は4割強あるが、「妻の役割」とする者も同程度ある（昭和61年総理府「家族・家庭に関する世論調査」）。

このように家事育児の負担が女子に大きくかかっている背景には、家庭においていまだ残っている固定的な性別役割分担意識があり、世論調査等によれば「夫は外で働き妻は家庭を守る」という考え方に対して同感する者の割合は長期的には低下しているが、男で6割、女では5割に達している。

このような家事育児負担の実態や男女の役割についての意識を反映して、婦人が長く働き続ける場合の困難や障害として、「育児」、「老人や病人の世話」、「家事」、「子供の教育」等が挙げられている（昭和58年総理府「婦人の就業に関する世論調査」）。

そこで母親が就業し、5歳以下の子供を持つ家庭において子供の保育状況をみると、「公・私立の保育所、託児施設」が5割弱で最も多いものの、「夫又は妻の父母」をはじめ、「近所の人」、「夫又は妻の兄弟姉妹」、「その他の親族」等個人的なつながりによって対応している割合も高くなっている（昭和57年総理府「青少年と家庭に関する国際比較調査」）。我が国の保育所の整備は着実に進められ、認可保育所数及び在籍児童数は、昭和50年の1万8千所、163万人から60年には2万3千所、184万人（厚生省「社会福祉施設調査」）へと

増加はしているものの、保育時間やその内容は、女子労働者の増大、就業分野の拡大、就業意識の多様化等を背景とした女子のニーズの変化に十分対応しているとは必ずしもいえない面がある。

また、育児休業制度は育児を自ら行いつつ就業継続を可能にする制度であり、働き続けることを希望する女子にとって望ましい制度であるが、その普及率は年々高まっているとはいえ、必ずしも高いとはいえない状況にある。

一方で、急速な高齢化の進展により老親介護の問題が大きく注目されてきている。各種調査によると、自分の老後の世話は、男子は配偶者、女子は娘又は嫁に頼る傾向が強く、また、現実にも女子がそれを担っている状況にある。

共働き家庭における夫婦の役割分担の実態についてみても、「親の世話をする」ことは「両方同じ程度の役割」とする者が夫、妻とも最も多いが、「夫の役割」とする者は少なく、妻に「妻の役割」と答えた者が多くなっていることが注目される（昭和61年総理府「家族・家庭に関する世論調査」）。

第2 女子労働者の福祉の増進に関する基本的施策

1 施策についての基本的考え方

女子労働者の福祉の増進に関する施策は、「女子労働者が母性を尊重されつつしかも性により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図ることができるようにする」という男女雇用機会均等法の基本的理念にのっとり推進されるべきであることはいうまでもない。

この基本的理念にのっとり具体的な施策のプログラムは、個々の女子労働者が自らの価値観、人生観により選択した就業のあり方が多様であるだけにそれに対応しうるようきめ細かさが必要されるものである。ただ、国が多様なプログラムを用意するとしても、それをどのように活用するかは個々の女子自身の問題である。女子が就業することは一般的には産業経済その他の社会的要請に応えることであり、一方女子自身にとっても、能力の発揮、自己実現の機会を広げ、地位の向上につながるものであるが、女子が家庭にとどまるべきか就業すべきかは社会的に断定すべきものではなく、女子自身の主体的な選択に委ねるべきである。

国の施策は、そのような女子自身の主体的選択が可能となる状況を必要に応じて整備するという観点から推進を図るものである。

2 具体的施策

上記の観点に立って、本方針の運営期間中においては、第1

で述べた女子労働者の職業生活と家庭生活の動向を踏まえて、以下のような基本的施策を推進することとする。

第1は、女子労働者の福祉の増進を図るため、女子の能力についての固定的な見方や性別役割分担意識の見直しについて、広く社会の理解と認識を深めるための施策である。

第2は、雇用の分野において女子が男子と均等な機会を得、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現するための施策である。

第3は、女子が妊娠、出産、哺育という男子にはない役割を果たすことに着目した母性健康管理に関する施策である。

第4は、女子が男子に比べより重く家事、育児等の家庭責任を負っており、そのことが女子の就業のあり方に大きな影響を与えていることを踏まえた就業に関する援助等の施策である。

もちろん、このほか、女子労働者のみの問題ではないが、パートタイム労働、派遣労働等多様な就業形態が増大していることに対応した対策、労働時間の短縮、老親介護と職業生活との調和を容易にするための条件整備など男子労働者も含めた労働者全体の雇用の安定、労働条件の向上、福祉の充実等のための施策が、女子労働者のニーズも十分踏まえて推進されるべきであることはいうまでもない。

これら施策が有効に機能するためには、国及び地方公共団体の努力が必要であることはもとよりであるが、企業及び労働組合並びに女子労働者自身の努力が重要であり、それぞれの立場で責任を全うすることではじめて施策の効果が期待されるものである。

(1) 女子労働者の福祉の増進に関する気運の醸成

国際婦人年を契機として我が国においても女子の能力や役割についての社会全体の認識は大きく変化してきてはいるが、依然として、女子の能力についての固定的な見方や男女の定型化された役割に基づく偏見、慣行が存在することは否定できず、このことが女子がその能力を十分に発揮することを妨げている。

女子労働者の福祉の増進を図るためには、まず広く国民の間に、女子労働者が我が国の経済社会に大きな役割を果たしていること及び女子労働者が様々な問題に直面していることに対する認識を深めるとともに、そのような女子の能力についての固定的な見方や性別役割分担意識の見直しについての男女双方の自覚を促し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女がともに役割と責任を果たしていくよう社会的気運の醸成を図ることが必要である。

このため、国及び地方公共団体は、常に女子労働者の実態や当面する課題の把握に努めるとともに、婦人週間、男女雇用機会均等月間、育児休業制度普及促進旬間等あらゆる機会を通じて企業、労働組合、男女労働者及び社会一般に対し、女子差別撤廃条約及び将来戦略の考え方を踏まえた婦人の地位向上のための啓発活動を展開することとする。

なお、実際に職場において女子労働者の地位が向上するためには、女子労働者自身の努力が不可欠であることから、特に女子自身の職業意識の向上を促すこととする。

(2) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

女子労働者がその能力を有効に発揮し、充実した職業生活を営むことができるためには、募集・採用から定年、退職に

至る雇用の各段階において、名実ともに男女の均等な機会と待遇が確保されることが最も重要である。このため、国としては、男女雇用機会均等法の円滑な施行及び労働基準法に定める男女同一賃金の原則の徹底を図ることにより、企業の制度や方針における男女の差別的取扱いの解消を促進するとともに、女子の積極的活用を援助する施策を推進することとする。

① 男女雇用機会均等法の趣旨及び内容の周知徹底

昭和61年4月1日から施行された男女雇用機会均等法については、法施行後多くの企業がその趣旨に沿って雇用管理を改善するなど大きな成果を上げているところであるが、なお、法の趣旨の一層の浸透を図っていく必要がある。このため、国は、地方公共団体との密接な連携のもとに、毎年6月の男女雇用機会均等月間をはじめあらゆる機会をとらえて、周知・啓発活動を展開することとし、地域の事業主団体、労働組合等との連携を密にして、計画的できめ細かな指導を行うこととする。

また、特に企業において男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理の具体的実現、定着を図るには、事業所毎に人事管理方針の決定に携わる立場の人が、機会均等を推進する責任者として行政の努力とあいまって機能するようになる必要がある。このため、国は事業主に対しこれら機会均等推進責任者の選任を勧奨し、事業所内における男女の均等取扱いの進捗状況についての自主点検を促すこととする。

② 男女雇用機会均等法の円滑な施行のための相談、指導、

援助等

男女雇用機会均等法の趣旨の浸透に伴い、男女の均等な機会及び待遇に関する相談は、今後更に内容的に高度な判断が要求されるような複雑な事例の増加等質的な変化が見込まれるところである。したがって、男女雇用機会均等法の履行を一層確実なものとするよう、都道府県婦人少年室における個別相談業務の充実に努めるとともに、女子労働者と事業主との間の具体的な紛争について解決の援助が求められた場合には、婦人少年室長の適切な助言、指導又は勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により紛争の迅速かつ円滑な解決に努めるものとする。

また、男女雇用機会均等法の施行状況の的確な把握に努め、必要な場合には法の規定について検討を行うものとする。

③ 女子労働者の積極的な活用のための援助

男女雇用機会均等法の要請に対し個別企業においては、様々な雇用管理の見直しが図られており、また法施行を契機に女子労働者の積極的活用を進めようという気運が醸成されてきているが、これは多くの企業にとって過去の経験の蓄積もなく、まだ試行錯誤の段階にあるといってもよい。そのような企業の対応が円滑に進められ、女子労働者の積極的な活用、その能力の十分な発揮を可能にしていくために、国としても、女子労働者の能力の向上とその発揮のための雇用管理のあり方について業種別の様々な実態を踏まえた調査研究とその成果の提供、雇用管理の改善についての実務的技術的な相談に対する専門家の助言援助、労使各

層を対象とした女子労働者の能力活用のための教材開発や講習会の実施、必要な情報資料の収集とその提供等、積極的な援助を行うものとする。

(3) 母性健康管理に関する対策の推進

女子労働者に対する母性保護は、本人の健康のみならず、次代を担う子供たちの健全な育成のためにも極めて重要なことであり、有配偶の女子雇用者の増加によりその確保の重要性はますます高まっている。このため、男女雇用機会均等法と同時に施行された労働基準法の改正部分において拡充された母性保護に関する最低労働基準の確保とあわせて女子労働者の妊娠、出産期間中における健康の保持について特別の配慮が求められる。

すなわち、女子労働者が、母子保健法に基づく妊産婦のための健康診査を受診し、これに基づき医師等の専門家により必要な指導を受けることができるようにするため、事業主が女子労働者に対して勤務時間中の受診について特別に配慮し、あわせて、女子労働者が指示された内容を守ることができるよう配慮することが望まれる。

このため、事業主が配慮すべき事項をとりまとめた母性健康管理指導基準が、十分理解され適切に実施されるよう、引き続き事業場において、母性健康管理推進者が選任されるよう奨励し、その資質の向上に努めるとともに、都道府県婦人少年室に配置している母性健康管理指導医を活用して、相談、指導の充実を図ることとする。

なお、本基準については、必要に応じ専門的見地から見直しを行うこととする。

(4) 女子労働者の就業に関する援助の推進

女子労働者の約6割が有配偶者となり、女子労働者にとって職業生活と家庭生活の両立は大きな課題である。国際婦人年以降我が国においても様々な分野において男女双方の役割の見直しが進んできているが、家庭においては、家事、育児の負担は女子に重くかかっており、特に乳幼児等育児の負担が大きい年齢層の子供を有する女子労働者は就業継続について様々な問題を抱えている。

また、出産、育児等のため退職した女子で育児が一段落した後再び職業に就くことを希望する者が増加しているが、再就職に必要な知識、技能を有していない者も多いことから、必ずしも適切な就業機会や労働条件が与えられているとはいえない状況にある。

このような女子労働者を取り巻く諸条件を踏まえ、国としては女子労働者の就業を援助するための対策を推進することとする。

① 職業指導等の充実

女子労働者の中には家事、育児等のため長期間にわたり職業から離れていた者や、育児が一段落してから新たに就職しようとする者など、職業指導等について特にきめ細かな配慮を必要とする者が多い。

このため、職業安定機関は、女子労働者のライフサイクルや就業ニーズを十分踏まえ、女子労働者が個々の適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、職業に適応することを容易にするため、労働市場の状況、求人情報等の雇用職業情報を提供するとともに、これに基づ

く適切な職業指導の実施，幅広い就業機会の確保、職業に必要な知識・技能の習得の促進等を進めることとする。

特に、昨今主婦層を中心に増加しているパートタイム就労希望者については、これらの者が適切な職業選択を行い、定着を図ることができるよう、職業紹介や職業相談機能の充実、雇用管理の改善の促進等を図ることとする。

また、母子家庭の母等の就業援助にも配慮することとする。

② 職業能力の開発及び向上の促進

女子労働者が充実した職業生活を送り、かつ、職場においてその地位を実質的に向上させていくためには、女子労働者自らがその職業能力の開発向上を図るよう促すとともに、これを促進する職業訓練、職業講習等の機会の確保とその充実を図ることが重要である。

このため、国は、女子労働者の勤続年数の長期化等に対応して、企業における女子労働者の能力開発がその職業生涯の各段階において計画的に行われるよう、積極的な指導、援助を行うこととする。

また、有給教育訓練休暇制度の普及や労働者の学習費用の負担を軽減する措置の充実を図り、女子労働者の自己啓発を促進することとする。

公共職業訓練については、技術革新の進展やサービス経済化等に伴う女子の就業分野の拡大等に対応して、女子労働者の職業訓練の充実を図るとともに、子育てを終えて再び就業しようとする者等のニーズに応じた職業訓練の拡充に努めることとする。

さらに、就業を希望する主婦等に対する相談、指導、技

術講習を行う婦人就業援助事業の一層の充実を図ることとする。

③ 育児休業制度の普及促進等

女子労働者の就業継続にとって大きな課題となっている職業と育児の両立を図る育児休業制度は、乳幼児をもつ女子労働者が希望した場合、雇用関係を継続しつつ一定期間休業して育児に専念できるようにする制度としてその意義が十分認識され、普及が図られることが必要である。

このため国は、育児休業制度の意義について、労使、社会一般に対して啓発するため、育児休業制度普及促進旬間において、集中的な広報活動を行うとともに、制度導入に関する相談・指導業務を充実し、育児休業奨励金制度等を十分に活用しつつ地域の実情に即した推進計画を策定するなどにより、育児休業制度の普及促進に努めることとする。

また、育児休業制度のあり方については、制度の普及の動向等を勘案しつつ引き続き検討を進めることとする。

④ 女子再雇用制度の普及等再就職援助の促進

出産、育児等を理由として退職した女子で再就職を希望する者が増加しているが、育児期後の就業は、女子の能力活用の観点からも意義が大きく、有効な施策を講ずることが必要である。

なかでも女子労働者が妊娠、出産又は育児による退職時に、元の企業に復帰することを希望する旨の申出を行い、これに基づき事業主が募集、採用に当たって特別な配慮を行う再雇用特別措置、いわゆる女子再雇用制度は前職で培われた経験、技能をいかす制度として再就職機会の拡大に

寄与するものである。

このため国は、女子再雇用促進給付金の支給その他の必要な助言、指導、援助により女子再雇用制度の普及に努めることとする。

特にこの制度が労使双方にとって有効な制度として機能し、定着するようにするために、相談・指導業務の充実に努めるとともに、再雇用希望者の離職期間中の能力の維持、向上のための具体的援助策、再雇用希望者と元の企業との連絡、連携の強化のための方策のあり方等について検討を進めることとする。

また、再就職を希望する女子については、元の企業での再雇用以外の再就職についても有効な施策を講ずることが必要である。このため、国においては、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発等の施策の有機的連携に努めるとともに、女子の再就職機会の拡大に向けて、再就職者向けの職種や活用方法等についての情報提供などを含め、再就職援助対策の今後のあり方とその体系化を図るための調査研究を行い、その成果に基づき適切な施策を講ずることとする。

⑤ 働く婦人の家の整備及び運営の充実

働く婦人の家は、福祉施設に恵まれない中小企業で働く女子労働者等のための総合的福祉施設として、地方公共団体が地域のニーズに応じて設置、運営する施設であり、女子労働者福祉の地域における拠点としての役割を果たしてきており、これまで女子労働者にとって重要な課題である職業生活と家庭生活の調和を容易にするような相談、講習

等の援助の実施、余暇を活用した休養、レクリエーションや教養の向上のための諸事業が行われてきたところである。今後はこれらに加え、女子労働者の職業生活の充実を図るための意識の啓発、職業に関する相談、講習の充実、育児期後に労働市場に再参入することを希望する主婦等に対する指導・援助機能の充実等女子労働者及び地域社会のニーズの変化に対応したその機能の拡充が求められている。

このため、国は、地方公共団体に対し働く婦人の家の設置に対し助成するとともに、地方公共団体が女子労働者のニーズの変化等に応じて働く婦人の家の設置及び運営を行うよう望ましい基準等を整備し、これに基づき適切な指導に努めるほか、働く婦人の家の運営の担い手である職員の資質の向上のための研修の充実に努めるものとする。

3 行政推進体制の充実、強化

婦人行政を総合的に推進する第一線機関である都道府県婦人少年室においては、従来から婦人の地位向上、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、女子の就業に関する環境条件の整備、パートタイム労働等に関する対策を推進してきたところであるが、男女雇用機会均等法の施行等婦人行政の新たな展開に当たり、地域の経済社会情勢に適切に即応しつつ効果的な行政推進を図るため、その機能の充実、強化を図ることとする。

また、婦人行政の効果的な推進に当たっては、多方面からの対応が不可欠であることから、関係行政機関との連携を強化するとともに地方公共団体との連絡を密にすることとする。

さらに、女子労働者をめぐる諸問題が各方面で大きな意味を

もつようになってきたことに伴い、女子雇用に関する様々な情報に対するニーズが高まっており、このような各種の情報の収集、蓄積、提供が体系的、総合的に行われることが婦人行政の効率的推進にとって不可欠になってきている。このため、国は、そのあり方について調査研究を進め、労使をはじめ国民のニーズに応えとともに、国際的にも課題となっている婦人関係情報ネットワークの一端を担うような情報提供システムの整備を図るものとする。

参 考 資 料

目 次

1. 男女別15歳以上人口、労働力人口、労働力率等の推移	1
2. 男女、年齢階級別労働力人口、労働力率の推移	2
3. 男女、産業別雇用者数の推移	3
4. 年齢階級別女子雇用者の構成比、15歳以上女子人口及び就業者に占める雇用者比率	4
5. 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	5
6. 男女、学歴別、新規学卒就職者の構成比	6
7. 男女、学歴別雇用者の構成比	6
8. 職業別女子雇用者数の変化	7
9. 男女別雇用者の平均年齢及び平均勤続年数の推移	8
10. 女子労働者の勤続年数階級別構成比の推移	8
11. 女子の離職理由の推移	9
12. 短時間雇用者数の変化	9
13. 標準労働者（高卒）の年齢階級別所定内給与額の男女間格差の推移	10
14. 新規学卒者の初任給の男女間格差の推移	10
15. 男女別1人平均月間実労働時間数の推移	10
16. 女子労働者の雇用管理に関する調査	11
(1) 四年制大卒採用における公募状況	11
(2) 女子を配置していない仕事の有無	11
(3) 女子の役職への昇進機会の有無及び女子に昇進可能な役職	11
(4) 教育訓練の実施状況	12
17. 産業、規模、定年制の有無及び決め方別企業構成比	13
18. 女子労働者の職業に対する意識	13
(1) 女子の職業に対する考え方	13
(2) 若年者の継続就業意識	14
(3) パートタイム労働者の仕事の継続意識	15
(4) パートタイム労働者の今後の就業希望	15
(5) 派遣労働の選択理由	16
19. 有配偶女子雇用者の家族状況	17
(1) 共働き世帯の子供の数	17
(2) 共働き世帯の末子年齢	17
20. 末子の年齢と妻の就業状態（典型的一般世帯）	17
21. 夫婦の役割分担	18
22. 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する者の男女別割合	19
23. 女子の長く働き続ける場合の困難や障害	19
24. 認可保育所数及び在籍児童数の推移	20
25. 就業中の保育状況	20
26. 老人の介護についての意識（60歳台）	21
27. 老人の介護についての実態（60歳台）	22
28. 親の世話における夫婦の役割分担	23

1. 男女別15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口、労働力率等の推移

区 分		15歳以上人口 (A)	労働力人口 (B)	非労働力人口	労働力率 (B) / (A)	労働力人口の 男女別構成比
総 数	昭和 35 年	6,520 万人	4,511 万人	1,998 万人	69.2 %	100.0 %
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
男	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

2. 男女、年齢階級別労働力人口、労働力率の推移

区 分			総 数	15～ 19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65 歳 以 上
労働 力 人 口 (万人)	女	昭和35年	1,838	219	277	217	216	200	457	162	80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506	172	75
		45	2,024	153	374	208	201	234	587	193	73
		50	1,987	85	301	226	204	227	654	215	76
		55	2,185	74	273	223	255	268	745	254	95
		57	2,252	70	275	210	272	268	784	269	105
		58	2,324	78	281	210	261	287	814	285	109
		59	2,347	79	284	212	244	297	832	289	111
		60	2,367	72	289	210	229	317	839	298	113
		61	2,395	78	295	210	215	341	839	302	115
	男	昭和35年	2,673	234	325	360	368	275	678	304	144
		40	2,884	201	400	395	386	363	681	306	153
		45	3,129	148	434	435	403	400	820	331	158
		50	3,336	83	351	521	454	412	1,002	344	169
		55	3,465	73	279	440	521	450	1,138	379	184
		57	3,522	77	280	402	541	411	1,181	417	183
		58	3,564	84	286	390	510	469	1,198	439	188
		59	3,580	82	289	384	474	492	1,216	460	185
		60	3,596	79	293	378	444	522	1,216	511	187
		61	3,626	86	296	377	420	551	1,208	501	187
労働 力 率 (%)	女	昭和35年	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0	46.7	25.6
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2	45.3	21.6
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	61.8	44.4	17.9
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.8	43.7	15.3
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	62.8	45.3	15.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	63.8	45.1	16.0
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	65.2	46.1	16.1
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	65.6	45.0	15.9
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	65.8	45.3	15.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	66.3	44.7	15.2
	男	昭和35年	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9	85.6	56.9
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3	86.7	56.3
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	96.9	86.6	49.4
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	96.9	86.0	44.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	96.8	85.4	41.0
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	96.9	84.9	38.8
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	96.8	89.7	38.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	96.7	83.8	37.6
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	96.5	83.1	37.0
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	96.5	82.8	36.2

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

3. 男女、産業別雇用者数の推移

(万人、%)

区 分		全産業	農林業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	金融・保険 業	卸売・小売業、飲食店	サービス業	公 務
総 数	昭和61年	4,379	29	15	8	415	1,229	364	207	938	969	197
女	昭和45年	1,096	10	2	2	45	390	43	57	257	265	25
	50	1,167	8	1	1	49	361	42	71	290	312	31
	55	1,354	9	2	1	58	386	43	82	351	388	33
	57	1,418	10	2	1	60	392	43	89	374	412	33
	58	1,486	11	2	1	59	409	46	90	387	446	34
	59	1,518	9	2	1	57	423	44	91	403	452	33
	60	1,548	9	3	1	57	435	45	90	408	464	35
	61	1,584	11	2	1	56	435	47	97	423	475	35
	昭和45年	100.0	0.9	0.2	0.2	4.1	35.6	3.9	5.2	23.4	24.2	2.3
	50	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2	30.9	3.6	6.1	24.9	26.7	2.7
	55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3	28.5	3.2	6.1	25.9	28.7	2.4
	57	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2	27.6	3.0	6.3	26.4	29.1	2.3
	58	100.0	0.7	0.1	0.1	4.0	27.5	3.1	6.1	26.0	30.0	2.3
	59	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8	27.9	2.9	6.0	26.5	29.8	2.2
	60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6	28.1	2.9	5.8	26.4	30.0	2.3
	61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5	27.5	3.0	6.1	26.7	30.0	2.2
男	昭和45年	2,210	20	16	16	260	754	296	64	354	294	136
	50	2,479	21	16	14	327	776	304	86	421	346	165
	55	2,617	21	13	9	369	749	319	95	474	400	166
	57	2,680	20	13	9	363	759	322	100	496	435	162
	58	2,722	22	15	8	363	766	323	106	507	451	160
	59	2,747	19	13	7	354	788	313	108	508	471	163
	60	2,764	19	12	7	357	800	312	109	504	476	164
	61	2,795	19	13	7	359	795	317	110	515	493	162
	昭和45年	100.0	0.9	0.7	0.7	11.8	34.1	13.4	2.9	16.0	13.3	6.2
	50	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2	31.3	12.3	3.5	17.0	14.0	6.7
	55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1	28.6	12.2	3.6	18.1	15.3	6.3
	57	100.0	0.8	0.5	0.3	13.5	28.3	12.0	3.7	18.5	16.2	6.0
	58	100.0	0.8	0.6	0.3	13.3	28.1	11.9	3.9	18.6	16.6	5.9
	59	100.0	0.7	0.5	0.3	12.9	28.7	11.4	3.9	18.5	17.1	5.9
	60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9	28.9	11.3	3.9	18.2	17.2	5.9
	61	100.0	0.7	0.5	0.3	12.8	28.4	11.3	3.9	18.4	17.6	5.8
雇 用 者 女 総 数 の 割 合	昭和45年	33.2	33.3	11.1	11.1	14.8	34.1	12.7	47.1	42.1	47.4	15.5
	50	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0	31.7	12.1	45.2	40.8	47.3	15.8
	55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6	34.0	11.9	46.3	42.5	49.2	16.6
	57	34.6	33.3	14.3	10.0	14.2	34.1	11.8	47.1	43.0	48.6	16.9
	58	35.3	34.4	11.8	11.1	14.0	34.8	12.5	45.9	43.3	49.8	17.4
	59	35.6	32.1	13.3	12.5	13.9	34.9	12.3	45.5	44.2	49.0	16.9
	60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8	35.2	12.6	45.2	44.7	49.4	17.6
	61	36.2	37.9	13.3	12.5	13.5	35.4	12.9	46.9	45.1	49.0	17.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

4. 年齢階級別女子雇用者の構成比、15歳以上女子人口
及び就業者に占める雇用者比率

(%)

区 分		総 数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65～
雇 用 者 構 成 比 (数)	昭和45年	100.0 (1,096)	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0	5.4	1.1
	50	100.0 (1,167)	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	29.0	6.9	1.5
	55	100.0 (1,354)	5.0 (68)	18.2 (247)	12.1 (164)	11.3 (153)	11.7 (158)	31.8 (430)	7.9 (107)	1.8 (25)
	57	100.0 (1,418)	4.5 (64)	17.3 (246)	11.5 (163)	11.9 (169)	11.8 (167)	33.0 (468)	8.1 (115)	1.8 (26)
	58	100.0 (1,486)	4.8 (71)	17.1 (254)	11.0 (163)	11.2 (167)	12.1 (180)	33.6 (500)	8.3 (123)	1.8 (27)
	59	100.0 (1,518)	4.7 (71)	16.8 (255)	11.1 (168)	10.6 (161)	12.3 (187)	34.1 (518)	8.4 (128)	1.8 (28)
	60	100.0 (1,548)	4.2 (65)	16.9 (262)	10.8 (167)	9.9 (153)	13.2 (205)	34.5 (534)	8.7 (134)	1.9 (30)
	61	100.0 (1,584)	4.4 (70)	16.8 (266)	10.8 (171)	9.2 (146)	14.2 (225)	34.2 (541)	8.5 (134)	1.9 (30)
15占 歳め 以る 上雇 女用 子者 人の 口割 に合	昭和45年	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5	13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	30.9	16.3	3.6
	55	29.5	17.0	63.7	36.4	28.5	34.3	36.2	19.0	4.1
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	38.0	19.3	4.0
	58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	40.0	19.9	4.0
	59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	40.8	19.9	4.0
	60	31.2	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	41.9	20.4	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	42.7	19.8	4.0
就 業 者 に 占 め る 雇 用 者 の 割 合	昭和45年	54.7	91.4	86.6	60.5	44.7	45.7	43.2	30.6	16.4
	50	59.8	95.2	90.8	70.9	55.5	53.4	52.2	37.9	23.7
	55	63.2	94.4	93.6	76.3	61.4	60.1	58.5	42.8	26.6
	57	64.5	95.5	93.5	80.7	64.0	63.5	60.7	43.4	24.8
	58	65.7	94.7	94.4	80.7	66.0	64.5	62.6	43.9	25.0
	59	66.5	94.7	94.4	83.2	68.2	64.7	63.7	45.2	25.5
	60	67.2	95.6	94.9	83.5	68.9	66.3	64.8	45.9	26.8
	61	68.1	95.9	94.7	85.5	70.2	67.8	65.7	45.3	26.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(注) 雇用者数欄の()内は実数 単位：万人

5. 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分		総 数	未 婚	有 配 偶	死・離別
実 数 (万人)	昭和 40 年	893	449	345	99
	45	1,086	524	450	112
	50	1,159	440	595	125
	55	1,345	437	772	135
	56	1,382	443	802	136
	57	1,408	443	828	136
	58	1,475	459	877	139
	59	1,508	475	893	140
	60	1,539	482	911	147
	61	1,574	500	925	148
構 成 比 (%)	昭和 40 年	100.0	50.3	38.6	11.1
	45	100.0	48.3	41.4	10.3
	50	100.0	38.0	51.3	10.8
	55	100.0	32.5	57.4	10.0
	56	100.0	32.1	58.0	9.8
	57	100.0	31.5	58.8	9.7
	58	100.0	31.1	59.5	9.4
	59	100.0	31.5	59.2	9.3
	60	100.0	31.3	59.2	9.6
	61	100.0	31.8	58.8	9.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

6. 男女、学歴別、新規学卒就職者の構成比

(%)

区 分		計	中 学 校	高 等 学 校	短 期 大 学	大 学
女	昭和 35 年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
	40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
	45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
	50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
	55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
	56	100.0	4.9	60.8	22.3	12.0
	57	100.0	4.5	61.3	22.3	11.9
	58	100.0	4.9	61.5	22.2	11.3
	59	100.0	5.1	60.0	23.0	11.9
	60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
	61	100.0	4.5	60.1	23.2	12.2
男	昭和 35 年	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8
	40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
	45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
	50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
	55	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
	56	100.0	7.1	50.6	1.8	40.5
	57	100.0	6.6	51.2	1.7	40.5
	58	100.0	8.0	51.5	1.6	38.9
	59	100.0	8.0	50.6	1.6	39.8
	60	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
	61	100.0	7.5	52.2	1.5	38.7

資料出所：文部省「学校基本調査」

- (注) 1. 高等専門学校・大学院卒業者を含まない数値である。
2. 就職者には就職進学者（就職しながら進学している者）を含む。

7. 男女、学歴別雇用者の構成比

(%)

区 分		計	初 等 教 育 終 了 者	中 等 教 育 終 了 者	高 等 教 育 終 了 者	在 学 者
女	昭和 43 年	100.0	46.7	44.5	7.8	1.1
	46	100.0	43.5	45.5	10.0	1.1
	49	100.0	41.0	45.2	12.9	0.8
	52	100.0	37.9	48.0	13.0	1.2
	54	100.0	34.2	48.0	16.7	1.1
	57	100.0	30.4	50.5	17.9	1.2
男	昭和 43 年	100.0	43.6	38.2	17.3	0.9
	46	100.0	41.0	39.7	18.5	0.8
	49	100.0	38.1	40.9	20.3	0.7
	52	100.0	35.7	42.6	21.1	0.6
	54	100.0	31.1	43.9	24.3	0.7
	57	100.0	27.6	45.6	25.6	1.1

資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」

- (注) 初等教育とは小学校、中学校及び未就学者、中等教育とは高等学校、高等教育とは短期大学、大学をいう。

8. 職業別女子雇用者数の変化

職 業	昭 和 5 0 年			昭 和 5 5 年			昭 和 5 6 年		
	女	男	女子比率	女	男	女子比率	女	男	女子比率
総 数	人 11,787,740	人 25,042,470	% 32.0	人 13,576,438	人 26,466,354	% 33.9	人 15,910,200	人 28,155,300	% 36.1
専門的・技術的職業従事者	1,415,550	1,962,730	41.9	1,848,914	2,244,726	45.2	2,253,600	2,961,900	43.2
科 学 研 究 者	3,645	65,100	5.3	4,033	62,034	6.1	5,200	64,200	7.5
技 術 者	14,720	693,275	2.1	20,334	794,707	2.5	62,600	1,292,200	4.6
保 健 医 療 従 事 者	624,850	185,170	77.1	834,967	242,001	77.5	1,045,300	298,700	77.8
法 務 従 事 者	1,785	13,705	11.5	2,207	16,473	11.8	1,700	12,900	11.6
公 認 会 計 士、税 理 士	390	4,965	7.3	495	6,764	6.8	300	7,700	3.8
教 員	464,990	676,985	40.7	551,307	739,751	42.7	572,300	817,400	41.2
宗 教 家	11,520	45,200	20.3	11,089	44,034	20.1	10,600	53,400	16.6
文 芸 家、記 者、編 集 者	9,305	62,155	13.0	13,764	67,381	17.0	20,400	75,000	21.4
美術家、写真家、デザイナー	28,430	61,360	31.7	31,487	64,024	33.0	44,700	78,500	36.3
音楽家、舞台芸術家	21,950	32,765	40.1	31,325	33,038	48.7	45,100	37,300	54.7
その他の専門的・技術的職業従事者	233,960	122,065	65.7	347,906	174,517	66.6	445,400	224,500	66.5
管理的職業従事者	114,350	2,063,605	5.3	176,381	2,412,519	6.8	189,100	2,039,800	8.5
管 理 的 公 務 員	1,440	124,650	1.1	1,775	140,536	1.2	1,500	107,900	1.4
会 社・団 体 等 の 役 員	97,820	997,650	8.9	159,514	1,199,425	11.7	176,200	1,263,400	12.2
その他の管理的職業従事者	15,085	941,310	1.6	15,093	1,072,558	1.4	11,400	668,500	1.7
事 務 従 事 者	4,000,890	4,304,160	48.2	4,488,738	4,231,784	51.5	5,347,800	4,656,300	53.5
一 般 事 務 従 事 者	3,815,555	4,004,885	48.8	4,282,607	3,932,178	52.1	5,120,000	4,334,500	54.2
運 輸・通 信 事 務 従 事 者	24,310	187,225	11.5	29,452	193,239	13.2	34,100	197,300	14.7
外 勤 事 務 従 事 者	30,625	63,785	32.4	32,428	50,737	39.0	32,800	44,700	42.3
そ の 他 の 事 務 従 事 者	130,400	48,265	73.0	144,251	55,631	72.2	160,900	79,800	66.8
販 売 従 事 者	1,279,100	2,857,765	30.9	1,533,789	3,208,371	32.3	1,749,900	3,702,200	32.1
商 品 販 売 従 事 者	1,061,650	1,611,500	39.7	1,229,512	1,447,740	45.9	1,320,800	1,292,700	50.5
販 売 類 似 職 業 従 事 者	217,450	1,246,265	14.9	304,276	1,760,630	14.7	429,000	2,409,500	15.1
農 林 漁 業 従 事 者	73,285	336,895	17.9	82,690	336,339	19.7	86,400	309,500	21.8
採 掘 作 業 者	3,175	74,320	4.1	2,021	64,526	3.0	1,300	56,300	2.3
運 輸・通 信 従 事 者	169,440	2,071,410	7.6	136,749	2,108,836	6.1	121,100	2,114,200	5.4
技能工、生産工程作業者及び労務作業者	3,125,315	9,930,040	24.1	3,650,643	10,245,264	26.3	4,337,600	10,500,200	29.2
保 安 職 業 従 事 者	17,410	718,840	2.4	17,056	756,328	2.2	17,800	774,200	2.2
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	1,578,065	714,925	65.8	1,606,742	813,398	66.4	1,763,200	988,700	64.1

資料出所：総務庁統計局「国勢調査」

(注) 1. 昭和50年、55年20%、60年1%抽出集計結果による。

2. この表の雇用者とは「国勢調査」における「雇用者」に「役員」を含めたものである。

9. 男女、学歴、年齢階級別平均勤続年数

(年)

区 分	計		中 卒		高 卒		短 大 卒		大 卒	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.8	11.9	9.4	14.1	6.4	11.7	4.5	9.1	5.0	10.2
～17歳	1.2	1.1	1.2	1.1	1.4*	—	—	—	—	—
18～19	1.0	1.1	2.5	2.0	0.9	0.9	—	—	—	—
20～24	2.8	2.7	4.1	3.5	3.2	3.2	2.0	2.0	1.3	1.3
25～29	5.4	5.4	6.5	6.8	5.9	6.4	5.0	5.1	3.5	4.0
30～34	7.7	9.4	7.7	9.7	7.8	10.3	7.5	8.9	6.8	7.9
35～39	8.1	12.6	7.8	12.4	8.0	13.1	9.0	12.1	9.2	11.9
40～44	8.7	16.2	8.2	15.1	8.8	16.9	9.7	15.4	11.8	16.3
45～49	9.9	18.1	9.6	16.5	10.0	18.7	11.2	18.3	13.8	20.1
50～54	11.7	19.4	11.3	18.3	12.1	19.8	13.0	20.8	16.9	22.3
55～59	12.6	16.8	11.8	16.9	13.3	16.3	15.6	15.8	17.8	18.7
60～64	12.0	10.5	11.4	10.6	13.0	10.0	14.2	9.9	17.8	12.2
65歳～	14.5	12.1	13.7	12.1	16.7	12.3	15.7	11.8	14.1	11.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（昭和60年）

(注) *印は准看護婦の数値である。

10. 女子労働者の勤続年数階級別構成比の推移

(%)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0 年	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20年以上
昭和40年	100.0	22.9	18.8	14.2	19.7	15.6	4.9	2.8	1.1
45	100.0	20.5	17.1	14.1	17.9	20.0	5.3	2.6	2.6
50	100.0	14.8	15.4	13.3	18.1	20.8	9.0	3.5	5.0
55	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0		24.2	16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9		25.0	16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2		24.6	16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1		23.6	17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3		23.0	17.0	21.8	13.0	6.4	5.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 昭和45年以降はパートタイム労働者を含まない。

11. 女子の離職理由の推移

区 分		計	契 約 満 了	経営上 の都合	定 年	本 人 の 責	個人的 理 由	う ち 結 婚	う ち 出 産 ・ 育 児	死亡・ 傷 病 その他
実 数 (千人)	昭和45年	2,309.7	118.4	89.8	8.2	39.2	2,008.5	504.5		45.5
	50	1,927.5	104.7	164.5	19.7	47.8	1,550.3	485.7		40.5
	55	1,861.7	125.4	76.1	28.9	70.7	1,523.8	358.9		37.0
	56	1,849.4	102.8	83.4	36.4	55.8	1,534.5	346.7		36.5
	57	1,923.8	119.9	94.6	33.3	75.0	1,560.2	360.0		40.9
	58	1,816.1	118.1	91.6	35.2	70.2	1,467.3	337.2		33.8
	59	1,929.5	110.4	89.5	37.8	67.9	1,583.2	343.5		40.9
	60	2,070.3	142.3	107.6	44.4	75.4	1,661.4	333.2		39.2
構 成 比 (%)	昭和45年	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8		2.0
	50	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2		2.1
	55	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3		2.0
	56	100.0	5.6	4.5	2.0	3.0	83.0	18.8		2.0
	57	100.0	6.2	4.9	1.7	3.9	81.1	18.7		2.1
	58	100.0	6.5	5.0	1.9	3.9	80.8	18.6		1.9
	59	100.0	5.7	4.6	2.0	3.5	82.1	17.8		2.1
	60	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1		1.9

資料出所：労働省「雇用動向調査」

12. 短時間雇用者数の推移（非農林業）

区 分	総 数			女			短時間雇 用者中に 占める女 子の割合
	雇用者数	短 時 間 雇用者数	雇 用 者 中 に 占 める短時間雇用 者 の 割 合	雇用者数	短 時 間 雇用者数	雇 用 者 中 に 占 める短時間雇用 者 の 割 合	
昭和35年	万人 2,106	万人 133	% 6.3	万人 639	万人 57	% 8.9	% 42.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6	48.8
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2	60.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4	56.1
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3	65.6
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6	67.3
57	4,013	416	10.4	1,386	284	20.5	68.3
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1	70.7
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1	70.7
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0	70.7
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7	70.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(注) 1. 短時間雇用者は平均週間就労時間が35時間未満の雇用者である（季節的、不規則的雇用者を含む）。

2. 雇用者数は休業者を除く。

13. 標準労働者(高卒)の年齢階級別所定内給与額の男女間格差の推移(%) (男子=100)

年 齢	勤続年数	昭和51年	56年	57年	58年	59年	60年
18～19歳	0年	94.6	93.0	92.8	92.6	92.2	92.7
20～24	3～4	89.1	90.2	88.9	88.8	89.7	96.6
25～29	5～9	80.7	85.0	83.6	83.2	83.6	85.4
30～34	10～14	75.7	78.6	76.2	76.9	77.0	80.1
35～39	15～19	71.9	74.2	72.4	72.9	72.5	74.9
40～44	20～24	70.7	72.6	71.1	70.1	70.0	71.0
45～49	25～29	71.9	72.9	67.3	69.6	69.1	70.7
50～54	30～	68.2	75.7	70.9	72.3	71.4	69.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

14. 新規学卒者の初任給の男女間格差の推移 (男子=100)

	中 卒	高 卒	大 学(事務系)
51年	90.9	95.4	92.9
52	90.6	95.7	94.4
53	92.3	95.5	94.7
54	92.6	95.6	94.7
55	90.3	95.2	94.9
56	91.2	94.6	95.2
57	89.3	94.3	93.6
58	92.8	94.2	93.9
59	94.8	94.7	94.8
60	95.3	94.7	96.1
61	94.0	94.0	96.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

15. 男女別1人平均月間実労働時間数の推移 (事業所規模30人以上)

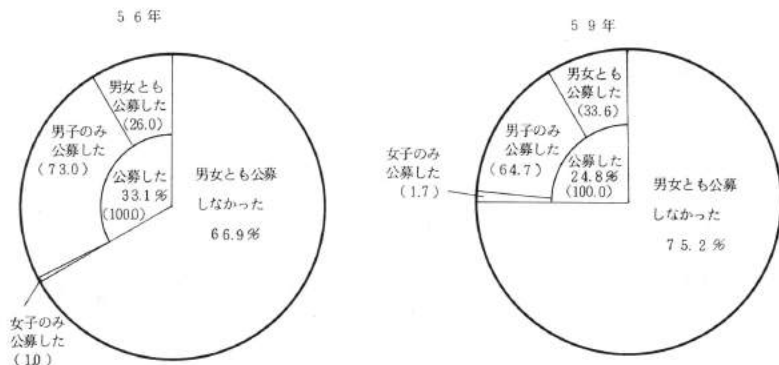
区 分	月 間 実 労 働 時 間					
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外	
	女	男	女	男	女	男
昭和35年	時間 192.1	時間 206.8	時間 181.6	時間 180.5	時間 10.5	時間 26.3
40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7
45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5
50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0
55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1
56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8
57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5
58	162.4	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8
59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9
60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8
61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

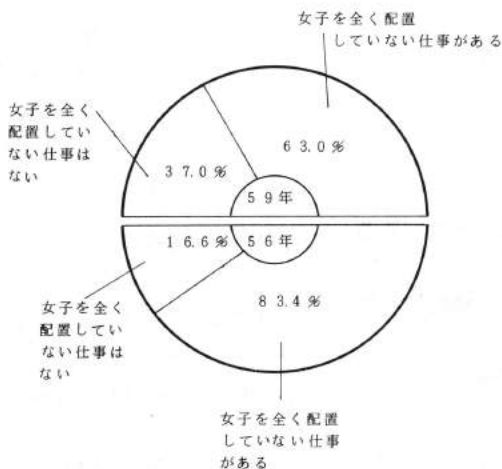
(注) 35、40年はサービス業を含まない。

16. 女子労働者の雇用管理に関する調査

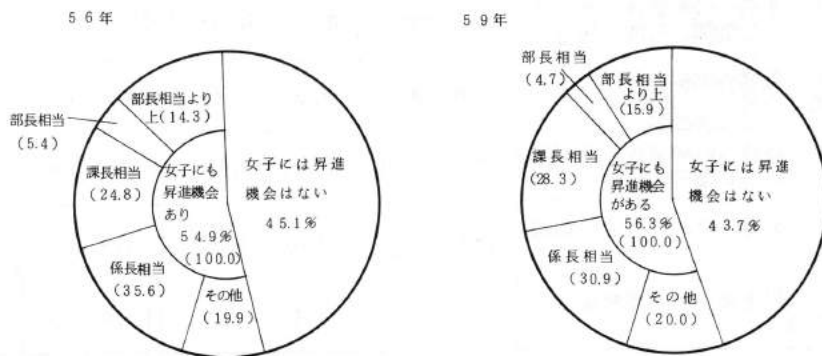
(1) 四年制大卒採用における公募状況



(2) 女子を配置していない仕事の有無



(3) 女子の役職への昇進機会の有無及び女子に昇進可能な役職



(4) 教育訓練の実施状況

56 年

(%)

区 分	計	内容は男子 と 同 じ	内容は男子 と 異 なる	男 子 に は 実 施 し ない
採用時に基礎的な教育訓練実施	〔 78.4 〕 100.0	45.3	52.7	2.0
知識・技能の向上訓練実施	〔 55.5 〕 100.0	19.9	74.4	5.7
配置転換のための教育訓練実施	〔 7.5 〕 100.0	45.1	53.6	1.3
管理・監督者のための教育訓練実施	〔 8.4 〕 100.0	49.2	49.1	1.7

(注) 〔 〕は「教育訓練を女子にも受けさせるが教育訓練の内容は男子と異なる」企業を100として、当該の訓練を女子に対して行っている企業の割合である。

59 年

(%)

教育訓練の種類		行　　っ　　て　　い　　る						行 っ て い な い
		小 計	内容や機会での男女の取扱い					
			男 女 と も じ	男 異 女 な る	男 子 の み 実 施 に	女 子 の み 実 施 に		
新 入 社 員	接遇態度の向上	54.6 (100.0)	(75.8)	(6.4)	(3.9)	(13.9)	45.4	
	オリエンテーション等一般的、基礎的な知識、技能の付与	58.1 (100.0)	(83.3)	(6.5)	(8.5)	(1.7)	42.0	
	配属部門、職種ごとの基礎的な知識、技能の付与	67.7 (100.0)	(72.1)	(12.3)	(14.2)	(1.4)	32.3	
中 堅 社 員	現在の業務に必要な知識、技能の向上	66.1 (100.0)	(57.7)	(9.6)	(32.1)	(0.6)	33.9	
	仕事の困難度が同程度の業務への配置換えに必要な知識、技能の付与	32.9 (100.0)	(49.3)	(10.4)	(39.9)	(0.4)	67.1	
	より高度な業務への配置換えに必要な知識、技能の付与	34.3 (100.0)	(40.9)	(13.3)	(45.6)	(0.2)	65.7	
	より高度な業務への配置後、その業務遂行のための知識、技能の付与	36.1 (100.0)	(40.1)	(10.4)	(49.5)	(0.0)	63.9	
	部下のある職務への昇進のために必要な知識等の付与	29.8 (100.0)	(36.2)	(6.1)	(57.8)	(0.0)	70.2	
	部下のある職務への昇進後、その業務遂行のための知識等の付与	33.6 (100.0)	(35.7)	(5.9)	(58.4)	(0.0)	66.4	
管 理 職 等	管理職への昇進のために必要な知識等の付与	28.5 (100.0)	(24.6)	(3.0)	(72.4)	(0.0)	71.5	
	管理職への昇進後、その職務遂行のための知識等の付与	35.5 (100.0)	(25.4)	(3.2)	(71.4)	(0.0)	64.5	

以上(1)～(4)まで 資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」

17. 産業、規模、定年制の有無及び決め方別企業構成比

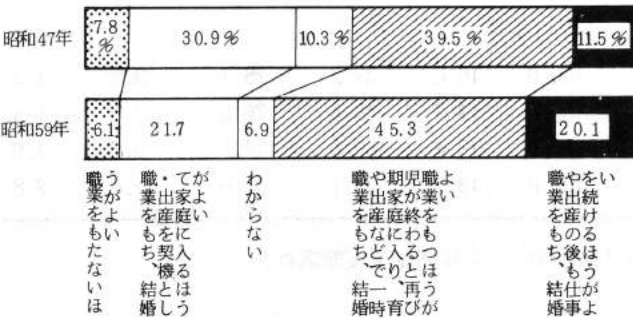
(%)

産業・規模	全産業	定年制を定めている					定年制を定めていない企業
		計	一律に定めている	男女別にそれぞれ一律に定めている	職業の種類別に定めている	その他	
調査産業計	100.0	88.5(100.0)	(82.5)	(14.3)	(2.5)	(0.7)	11.5
5,000人以上	100.0	99.3(100.0)	(90.4)	(3.1)	(4.1)	(2.4)	0.7
1,000～4,999人	100.0	99.7(100.0)	(85.2)	(11.7)	(1.6)	(1.6)	0.3
300～999人	100.0	99.3(100.0)	(81.0)	(15.2)	(2.8)	(1.0)	0.7
100～299人	100.0	95.7(100.0)	(81.3)	(15.1)	(2.9)	(0.7)	4.3
30～99人	100.0	85.1(100.0)	(82.1)	(14.1)	(2.4)	(0.7)	14.9
D 鉱業	100.0	80.7(100.0)	(89.7)	(6.3)	(3.7)	(0.4)	19.3
E 建設業	100.0	77.0(100.0)	(77.6)	(14.4)	(5.9)	(2.1)	23.0
F 製造業	100.0	91.3(100.0)	(78.3)	(20.2)	(1.3)	(0.1)	8.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.1(100.0)	(94.8)	(2.6)	(1.7)	(0.9)	0.9
H 運輸・通信業	100.0	93.4(100.0)	(82.0)	(6.2)	(9.2)	(2.7)	6.6
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	87.2(100.0)	(88.7)	(10.2)	(0.6)	(0.5)	12.8
J 金融・保険業	100.0	97.4(100.0)	(85.8)	(9.2)	(4.0)	(1.0)	2.6
K 不動産業	100.0	94.0(100.0)	(91.1)	(4.8)	(2.2)	(1.9)	6.0
L サービス業	100.0	91.0(100.0)	(92.1)	(7.4)	(0.5)	(0.0)	9.0

資料出所：労働省「雇用管理調査」（昭和61年）

18. 女子労働者の職業に対する意識

(1) 女子の職業に対する考え方



資料出所：総理府

「婦人に関する意識調査」（昭和47年）（対象…18歳以上の女子）

「婦人に関する世論調査」（昭和59年）（対象…20歳以上の女子）

(2) 若年者の継続就業意識

あなたは、今の会社でこれからも働きつづけたいと思いますか
 — 今の会社で正規社員の者 —

(単位：%)

	計	いつまでも勤めて いたい	結婚する まで、子 供ができ るまで勤 めていた い	ほかによ い条件の 会社があ るならば、 やめるか もしれない	別の会社 に 勤めたい	自分で事 業を始め たい	家業を つぐ つもり	その他
計	(95.8)100.0	28.1	20.8	34.6	5.3	6.9	1.4	2.6
男	(97.3)100.0	39.7	0.8	40.5	4.0	10.5	2.1	2.0
女	(93.8)100.0	11.6	49.1	26.2	7.1	1.6	0.5	3.5
(年齢階級)								
男								
19 歳 以 下	100.0	37.4	1.1	39.8	5.7	8.9	2.5	3.9
20 ～ 24 歳	100.0	36.2	1.0	41.1	5.6	11.1	2.9	2.0
25 歳 以 上	100.0	42.4	0.6	40.2	2.8	10.3	1.5	1.8
女								
19 歳 以 下	100.0	8.2	45.2	30.3	10.2	1.3	0.4	3.9
20 ～ 24 歳	100.0	8.7	52.7	25.6	7.5	1.3	0.5	3.5
25 歳 以 上	100.0	19.8	42.7	25.6	5.0	2.7	0.5	3.3
(学 歴)								
男								
中 卒	100.0	37.6	0.8	37.8	7.1	11.7	1.7	2.8
高 卒	100.0	37.4	1.0	41.8	4.8	10.8	2.2	1.6
高専・短大卒	100.0	32.0	1.2	45.8	4.9	10.6	3.1	2.5
大 卒	100.0	44.3	0.5	38.5	2.4	10.0	1.8	2.3
女								
中 卒	100.0	16.8	37.2	28.1	9.7	1.5	1.0	3.6
高 卒	100.0	11.7	48.6	26.8	7.7	1.4	0.4	3.1
高専・短大卒	100.0	10.4	53.0	24.0	6.0	1.9	0.5	3.7
大 卒	100.0	13.7	44.1	27.9	5.6	2.8	0.6	5.3

資料出所：労働省「昭和60年 若年者就業実態調査」

(3) パートタイム労働者の仕事の継続意識

(単位：％)

	計	今の仕事を続けたい	人間関係がよい	勤務時間帯がよい	仕事に自分に向いている	給料がよい	上りの仕事に就ける可能性	他事がない	その他	他の勤務先に移りたい	自営業等を始めたい	仕事をすっきりやめたい
女子	100.0	88.7	32.7	60.4	35.4	4.3	0.2	17.7	1.7	7.8	0.9	2.6
有配偶女子	100.0	89.8	32.1	63.1	34.8	4.6	0.1	17.1	1.8	7.0	0.9	2.4

(注) 今の仕事を続けたい理由は複数回答 (M・A・) である。

(4) パートタイム労働者の今後の就業希望

(単位：％)

	計	単なる補助的に	主たる業務として	変化する業務に	技術・訓練を受ける	高技術・高賃金・高地位の仕事に	主たる責任・主たる仕事に	今までのまま	よい	わからない	その他
調査産業計	100.0	8.2	12.1	1.4	59.7	14.5	2.3				
女子	100.0	8.1	12.1	1.3	60.0	14.3	2.2				
1,000人以上	100.0	10.0	15.6	1.7	55.4	13.8	1.9				
300～999人	100.0	8.9	12.8	0.9	61.0	12.8	2.2				
100～299人	100.0	7.6	10.8	1.5	59.1	16.4	2.3				
30～99人	100.0	6.3	10.2	1.2	63.9	13.9	2.2				
製造業	100.0	7.6	10.9	1.2	61.5	14.8	2.0				
卸売・小売業、飲食店	100.0	10.5	14.2	1.6	54.4	14.3	2.7				
サービス業	100.0	6.3	11.5	1.1	63.9	13.8	1.8				
有配偶	100.0	7.6	11.6	1.3	62.0	13.6	2.1				
男子	100.0	8.5	11.1	3.0	54.0	17.4	3.8				

(3)及び(4)

資料出所：労働省「パートタイム労働実態調査報告」(昭和61年)

(5) 派遣労働選択理由（年齢、家族形態別、登録業務の質別）

％（人）

区 分		計	技術・資格が できるから	給与がよいから	自分の都合にあ わせる	人間関係に わづらわら	人に勧められたから	正社員として の就から	その他	不明
計		100.0(1,824)	18.6	9.8	41.2	8.8	3.8	14.5	2.9	0.5
年 齢	24 歳 以 下	100.0(253)	19.4	17.8	40.3	8.7	4.0	7.9	2.0	—
	25 ～ 34 歳	100.0(1,129)	14.9	9.4	44.9	8.5	4.5	14.6	2.7	0.4
	35 ～ 44 歳	100.0(318)	24.2	7.2	34.3	9.7	2.2	18.6	3.1	0.6
	45 歳 以 上	100.0(107)	39.3	2.8	28.0	6.5	0.9	15.9	4.7	1.9
	不 明	100.0(17)	23.5	5.9	17.6	23.5	—	23.5	5.9	—
家 族 形 態	単 身 A	100.0(319)	18.8	8.2	32.0	11.3	2.8	22.9	3.8	0.3
	単 身 B	100.0(774)	16.4	9.8	39.9	12.4	4.4	14.0	3.0	0.1
	子等と同居	100.0(39)	23.1	10.3	15.4	7.7	7.7	28.2	5.1	2.6
	夫等と同居	100.0(441)	16.1	11.3	51.5	3.6	3.6	10.7	1.8	1.4
	夫、子等と同居	100.0(188)	29.3	10.6	43.1	3.2	2.1	10.1	1.6	—
	三世代同居	100.0(47)	31.9	4.3	44.7	2.1	6.4	8.5	2.1	—
	不 明	100.0(16)	18.8	—	31.3	12.5	—	18.8	18.8	—
登 録 業 務 の 質 (M.A.)	専門的技術的業務	100.0(91)	37.4	7.7	29.7	1.1	5.5	9.9	8.8	—
	各種機器操作や語 学力を要する業務	100.0(1,222)	23.5	8.9	37.4	9.1	2.2	15.1	3.3	0.6
	そ の 他 の 業 務	100.0(891)	9.1	11.6	47.8	9.0	5.4	14.6	2.4	0.2
	不 明	100.0(35)	11.4	8.6	48.6	17.1	5.7	5.7	—	2.9

資料出所：雇用職業総合研究所「人材派遣業（事務処理）の女子労働者の仕事と生活に関する調査研究報告書」（昭和61年）

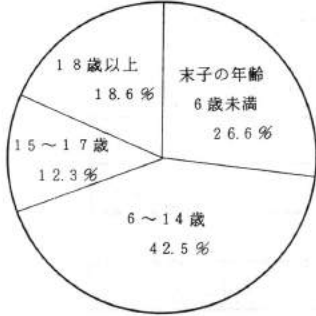
注 「単身A」とは同居者がおらず一人で暮している単身者、「単身B」とは父母等と同居する単身者をいう。

19. 有配偶女子雇用者の家族状況

(1) 共働き世帯の子供の数



(2) 共働き世帯の末子年齢



(1)及び(2)資料出所：総務庁統計局「国勢調査」（昭和55年）

(注)「共働き世帯」とは、普通世帯のうち妻が雇用者で夫が就業者である世帯をいう。

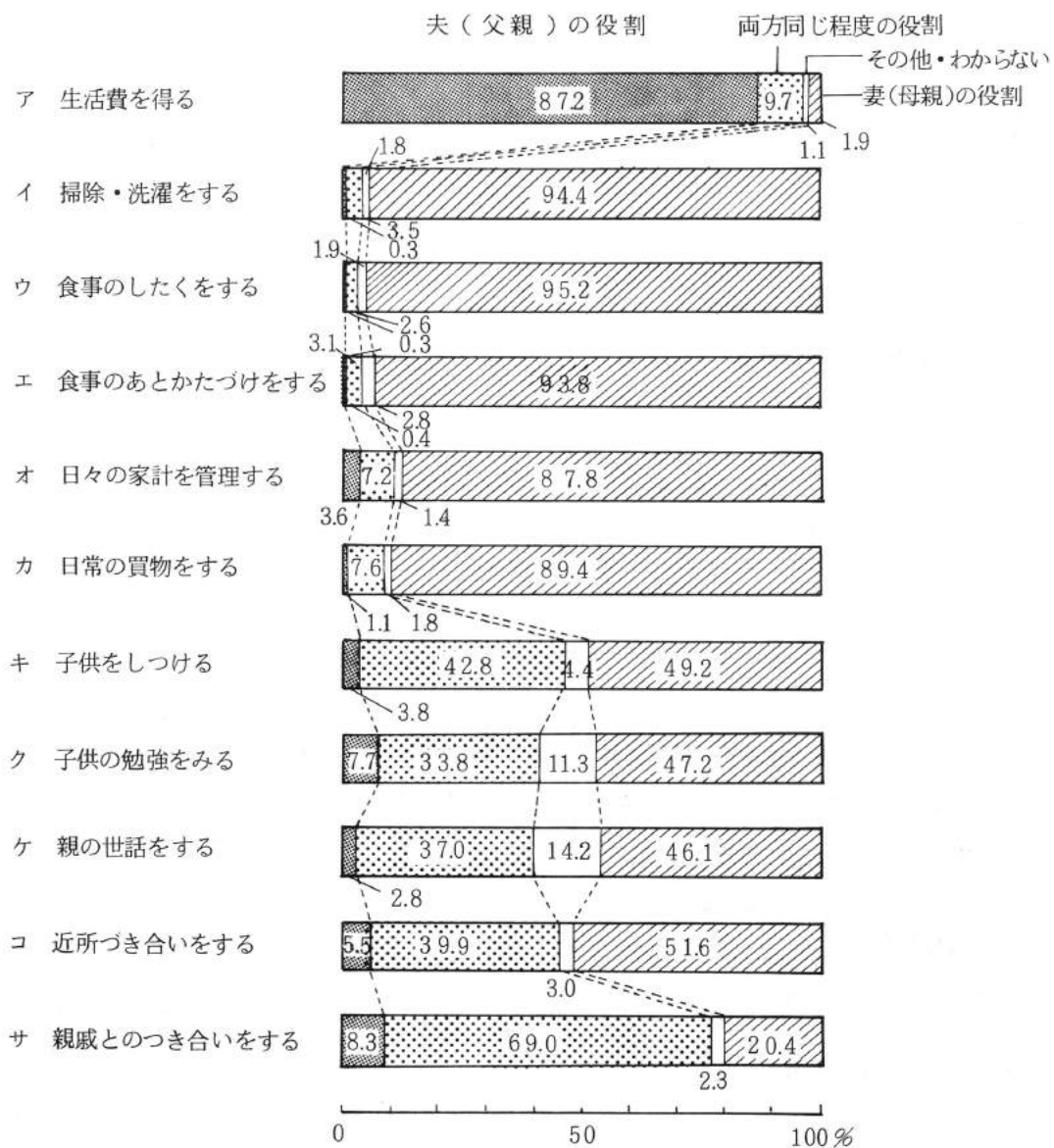
20. 末子の年齢と妻の就業状態（典型的一般世帯）

万世帯（％）

妻の就業形態		末子の年齢	総 数	末 子 が 15 歳 未 満						末子が 15 歳 以 上
				総 数	乳児・ その他	保育園 児など	幼 稚 園 児	小学生	中学生	
夫成婦とる 子供世から 帯	総 数	1,514 (100.0)	981 (100.0)	289 (100.0)	74 (100.0)	101 (100.0)	376 (100.0)	140 (100.0)	533 (100.0)	
	妻 が 雇 用 者	480 (31.7)	294 (30.0)	31 (10.7)	37 (50.0)	20 (19.8)	148 (39.4)	59 (42.1)	186 (34.9)	
夫から成る 夫婦、子供と 親帯	総 数	426 (100.0)	313 (100.0)	96 (100.0)	30 (100.0)	30 (100.0)	115 (100.0)	42 (100.0)	113 (100.0)	
	妻 が 雇 用 者	177 (41.5)	133 (42.5)	32 (33.3)	15 (50.0)	11 (36.7)	53 (46.1)	21 (50.0)	45 (39.8)	

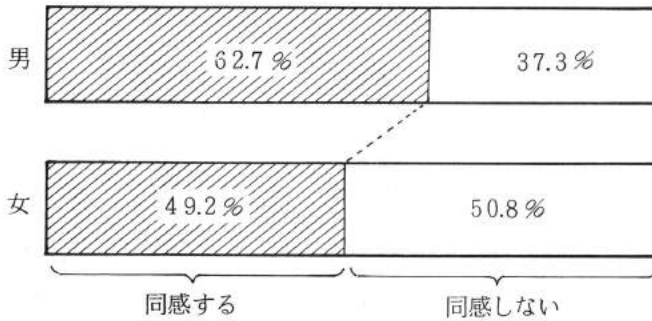
資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（昭和60年2月）

21. 夫婦の役割分担



資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」（昭和61年）

22. 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するかどうか



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」（昭和59年）

23. 女子が長く働き続ける場合の困難や障害（複数回答）

	該 当 者 数	育 児	老 人 や 病 人 の 世 話	子 供 の 教 育	家 事	夫 の 転 勤	家 族 の 無 理 解 や 反 対	自 分 の 健 康	職 場 で の 結 婚 ・ 出 産 退 職	昇 進 差 別 教 育 訓 練 等 の 男 女	女 性 能 力 が 劣 る と い う 考 え 方	そ の 他	わ か ら な い	障 害 や 困 難 と 考 え ら れ る	計
総 数 〔年 齢〕	人 2418	% 65	% 35	% 30	% 32	% 17	% 17	% 30	% 10	% 6	% 11	% 0	% 2	% 2	% 257
20 ～ 29 歳	399	75	26	34	32	21	18	23	17	11	17	0	2	0	276
30 ～ 39 歳	760	70	33	31	30	16	17	26	10	6	13	0	2	1	255
40 ～ 49 歳	711	61	38	31	32	16	17	35	7	4	8	0	2	2	253
50 ～ 59 歳	548	56	41	26	35	16	17	36	7	5	7	0	3	3	252
〔職業の有無〕															
有 職 者	1438	63	39	28	30	15	18	31	8	5	10	0	2	2	251
無 職 者	980	68	30	33	35	20	16	29	12	7	11	0	3	1	265
〔子供の有無〕															
子 供 あり	2088	66	37	31	32	16	17	31	9	5	10	0	2	2	258
子 供 なし 〔65歳以上の人 との同居〕	330	62	28	27	30	21	17	29	15	12	14	0	4	2	261
同居している	602	60	49	26	32	14	14	31	10	6	9	0	2	2	255
同居していない	1816	67	31	32	32	18	19	30	9	6	11	0	2	2	259

資料出所：総理府「婦人の就業に関する世論調査」（昭和 58 年）

24. 認可保育所数及び在籍児童数の推移

区 分	計	公 営	私 営	総数に占める 公 営 の 割 合
施 設 数	所	所	所	%
昭和 31 年	8,749	4,630	4,119	52.9
40	11,199	6,907	4,292	61.7
45	14,101	8,817	5,284	62.5
50	18,238	11,545	6,693	63.3
55	22,036	13,564	8,472	61.6
56	22,487	13,466	9,021	59.9
57	22,709	13,528	9,181	59.6
58	22,858	13,615	9,243	59.6
59	22,904	13,636	9,268	59.5
60	22,899	13,590	9,309	59.3
在籍児童数	人	人	人	%
昭和 31 年	653,333	338,693	314,640	51.8
40	829,740	503,259	326,481	60.7
45	1,131,361	690,344	441,017	61.0
50	1,631,025	1,012,290	618,735	62.1
55	1,996,082	1,188,340	807,742	59.5
56	1,982,530	1,162,742	819,788	58.6
57	1,956,725	1,134,794	821,931	58.0
58	1,925,006	1,110,020	814,986	57.7
59	1,880,122	1,075,889	804,233	57.2
60	1,843,550	1,046,060	797,490	56.7

資料出所：厚生省「社会福祉施設調査」

25. 就労中の保育状況

(%)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス
公立の保育所、託児施設	37.6	6.4	1.2	15.1	7.3
私立の保育所、託児施設	11.6	9.8	1.9	8.5	0.6
公 立 の 幼 稚 園	5.8	8.7	7.4	17.0	26.8
私 立 の 幼 稚 園	9.8	6.4	3.7	2.8	5.6
夫又は妻の父母	31.8	19.2	26.5	41.5	17.9
夫又は妻の兄弟姉妹	2.3	6.0	4.9	3.8	1.1
そ の 他 の 親 族	1.2	8.3	10.5	8.5	5.0
近 所 の 人	2.9	5.7	5.6	1.9	5.6
ベ ビ ー シ ッ タ ー	0.6	29.8	5.6	2.8	35.8
家 政 婦 、 手 伝 い	—	1.1	1.2	1.9	2.2
育 児 休 業 の 利 用	2.9	0.8	—	—	7.3
そ の 他	11.6	20.8	51.2	12.3	7.8
備 考（その他の内訳）	自営 5.2	夫 6.4 自営 5.7	夫 31.5 自営 7.4 小学校 6.2	自営 5.7	

資料出所：総理府「青少年と家庭に関する国際比較調査」（昭和 57 年 5 月）

26. 老人の介護についての意識（60歳台）

(%)

寝たきりとなった場合に介護を頼む相手方										
	実数	配 偶 者								
		息 子	嫁	娘	子供達全員	その他の 家族親族	(家族親族) 小 計	家政婦、ホ ームヘルパー 施設など	わからない	
全 体	1,428人	36.7	4.0	27.7	11.4	3.6	0.5	(83.9)	8.5	7.6
	性 男	638	68.8(-)	3.6(15.7)	10.6(36.8)	4.9(16.9)	2.5(8.9)	-(1.1)	(90.4(79.4))	4.7(12.4)
性 女	790	10.8(-)	4.3(6.6)	41.4(45.2)	16.7(18.7)	4.4(4.8)	1.0(1.4)	(78.6(76.7))	11.5(13.2)	9.9(10.1)
子 同 居	913	33.5	4.4	34.6	12.2	3.2	0.3	(88.2)	4.9	6.9
	別 居	452	44.5	3.8	17.5	11.5	0.2	(82.4)	10.8	6.8
子 別 居	63	27.0	-	-	-	-	6.3	(33.3)	42.9	23.8
老 後 対 する 生活 費 考 慮	730	40.2	3.4	23.4	13.4	3.7	0.1	(84.2)	8.9	6.9
	346	27.8	5.8	43.6	9.5	2.3	1.7	(90.7)	4.1	5.2
老 後 対 する 生活 費 考 慮	325	38.2	2.8	21.2	9.5	4.3	0.3	(76.3)	12.3	11.4

資料出所：内閣総理大臣官房老人対策室「老後の生活と介護に関する調査結果」（昭和57年）

注 性別欄の（ ）内は、配偶者が面倒みれなくなった場合について再掲したものである。

27. 老人の介護についての実態（60歳台）

(%)

		実 数	介 護 経 験 の 有 無	
			有	無
全 体		1,428人	51.0	49.0
性	男 性	638	37.0	63.0
別	女 性	790	62.3	37.7

(MA) (%)

		実 数	介 護 を し た 相 手 方						合 計 (MT)
			本人の父	本人の母	配偶者	配偶者の父	配偶者の母	その他	
全 体		728人	31.5	44.4	13.3	23.4	32.0	9.5	154.1
性	男 性	236	55.5	66.1	7.2	5.5	10.2	7.6	152.1
別	女 性	492	19.9	33.9	16.3	31.9	42.5	10.4	154.9

資料出所：26に同じ

28. 親の世話における夫婦の役割分担

		(該 当 者 数)	夫 役 割 (父 親) の			の 役 割 両 方 同 じ 程 度		妻 役 割 (母 親) の		主 として 妻 (母 親) の		え ば 妻 (母 親) ど ち ら か と 言		そ の 他	わ か ら な い
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数		2,210	2.8	1.3	1.5	37.0	46.1	24.5	21.6	0.4	13.8				
〔 都 市 規 模 〕															
11 大 市		428	1.4	0.5	0.9	40.2	41.6	20.1	21.5	0.2	16.6				
東 京 都 区 部		148	1.4	—	1.4	36.5	45.3	18.2	27.0	0.7	16.2				
10 大 市		280	1.4	0.7	0.7	42.1	39.6	21.1	18.6	—	16.8				
人 口 10 万 以 上 の 市		775	2.1	0.9	1.2	37.2	45.3	25.2	20.1	0.6	14.8				
人 口 10 万 未 満 の 市		448	3.6	1.3	2.2	40.8	44.0	21.4	22.5	0.2	11.4				
町 村		559	4.3	2.5	1.8	31.1	52.2	29.3	22.9	0.4	12.0				
〔 性 別 〕															
男		982	3.5	1.8	1.6	40.7	41.5	20.8	20.8	0.5	13.7				
女		1,228	2.3	0.9	1.4	34.0	49.7	27.4	22.2	0.3	13.8				
〔 性 年 齢 〕															
(男) 20 ～ 29 歳		82	6.1	3.7	2.4	50.0	32.9	8.5	24.4	1.2	9.8				
30 ～ 39 歳		212	2.8	1.9	0.9	51.4	32.5	17.9	14.6	0.5	12.7				
40 ～ 49 歳		225	5.8	2.2	3.6	40.4	40.0	18.2	21.8	—	13.8				
50 ～ 59 歳		215	1.4	1.4	—	34.0	47.0	24.2	22.8	0.5	17.2				
60 ～ 69 歳		165	1.8	0.6	1.2	35.8	47.9	27.9	20.0	1.2	13.3				
70 歳 以 上		83	4.8	2.4	2.4	32.5	50.6	24.1	26.5	—	12.0				
(女) 20 ～ 29 歳		153	1.3	—	1.3	49.7	32.0	12.4	19.6	—	17.0				
30 ～ 39 歳		349	3.2	1.4	1.7	35.5	47.0	28.9	18.1	0.3	14.0				
40 ～ 49 歳		281	1.4	1.4	—	31.3	52.7	28.5	24.2	0.4	14.2				
50 ～ 59 歳		232	3.4	0.4	3.0	29.3	53.9	30.6	23.3	0.4	12.9				
60 ～ 69 歳		137	1.5	0.7	0.7	34.3	51.1	26.3	24.8	—	13.1				
70 歳 以 上		76	1.3	—	1.3	18.4	71.1	39.5	31.6	1.3	7.9				
〔 婚 姻 状 況 〕															
既 婚 ・ 有 配 偶		1,897	2.7	1.3	1.4	36.6	46.2	24.8	21.4	0.4	14.1				
夫		881	3.0	1.5	1.5	40.0	42.5	21.7	20.8	0.5	14.2				
妻		1,016	2.5	1.1	1.4	33.7	49.5	27.6	21.9	0.3	14.1				
未 婚		141	3.5	1.4	2.1	46.8	34.0	12.8	21.3	1.4	14.2				
男		72	5.6	2.8	2.8	50.0	33.3	11.1	22.2	1.4	9.7				
女		69	1.4	—	1.4	43.5	34.8	14.5	20.3	1.4	18.8				
〔 既 婚 ・ 高 校 生 以 下 の 子 供 有 無 〕															
既 婚 ・ 有 配 偶		1,897	2.7	1.3	1.4	36.6	46.2	24.8	21.4	0.4	14.1				
(夫) 高 校 生 以 下 の 子 供 有 り		416	3.8	1.7	2.2	46.4	35.8	18.0	17.8	0.2	13.7				
息 子		112	3.6	0.9	2.7	50.9	32.1	19.6	12.5	—	13.4				
娘		98	1.0	1.0	—	43.9	37.8	17.3	20.4	—	17.3				
息 子 と 娘		206	5.3	2.4	2.9	45.1	36.9	17.5	19.4	0.5	12.1				
高 校 生 以 下 の 子 供 な し		465	2.2	1.3	0.9	34.2	48.4	24.9	23.4	0.6	14.6				
(妻) 高 校 生 以 下 の 子 供 有 り		623	2.7	1.4	1.3	36.8	46.4	26.5	19.9	0.2	14.0				
息 子		178	2.8	1.7	1.1	37.1	46.1	30.3	15.7	0.6	13.5				
娘		167	1.8	0.6	1.2	41.3	44.3	22.8	21.6	—	12.6				
息 子 と 娘		278	3.2	1.8	1.4	33.8	47.8	26.3	21.6	—	15.1				
高 校 生 以 下 の 子 供 な し		393	2.0	0.5	1.5	28.8	54.5	29.3	25.2	0.5	14.2				
〔 家 庭 形 態 ・ 本 人 職 業 〕															
(夫) 共 働 き 家 庭		386	3.6	2.6	1.0	41.7	39.6	20.2	19.4	0.5	14.5				
自 営 者 ・ 家 族 従 業 者		172	4.1	2.3	1.7	37.8	42.4	24.4	18.0	0.6	15.1				
被 雇 者		214	3.3	2.8	0.5	44.9	37.4	16.8	20.6	0.5	14.0				
専 業 主 婦 家 庭		458	2.6	0.7	2.0	39.7	43.9	22.7	21.2	0.2	13.5				
そ の 他		37	—	—	—	24.3	54.1	24.3	29.7	2.7	18.9				
(妻) 共 働 き 家 庭		385	3.6	1.3	2.3	30.6	50.4	29.4	21.0	0.3	15.1				
自 営 者 ・ 家 族 従 業 者		150	4.0	1.3	2.7	26.0	56.7	30.0	26.7	—	13.3				
被 雇 者		235	3.4	1.3	2.1	33.6	46.4	28.9	17.4	0.4	16.2				
専 業 主 婦 家 庭		611	1.8	1.0	0.8	36.0	48.4	26.0	22.4	0.2	13.6				
そ の 他		20	—	—	—	20.0	65.0	40.0	25.0	5.0	10.0				

資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」（昭和61年）

